

北海道告示第 10836 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 5 月 14 日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者		登録有効 期限
					名称	住所	
北海道 第 2915 号	生石灰	95.0 生石灰	アルカリ分 95.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	小野工業 株式会社	様似郡様 似町字田 代 290 番地	令和 12 年 6 月 28 日